

(お知らせ) 在留届の滞在期間超過のお知らせメール運用開始について

在留邦人の皆様へ

在キルギス共和国日本国大使館

ORRnet では帰国・変更届の提出漏れを防ぐため、在留届により申告された「滞在期間」が超過した皆様に、毎月1回下記のお知らせメールの送信を開始します。

下記のメールを受信された際には、メールに記載されたホームページアドレス(URL)から、帰国または変更の手続(電子届出)をお願いいたします。

なお、本件についてのご質問等ありましたら、当館または在留届電子届出サポートデスク(ezairyu@mofa.go.jp)までお知らせください。

===滞在期間超過お知らせメールの例=====

発信元 : ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp

件名 : (重要) 在留届の滞在期間が過ぎました

本文 : あなたが【在キルギス共和国日本国大使館】に登録している在留届の滞在期間が過ぎました。

お手数ですが、下記の要領で帰国届または変更届の提出をお願いします。

(以下省略)

=====

引き続き、大使館等から連絡を受けられる体制を常時維持していただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

在キルギス共和国日本国大使館

所在地 : ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号 : (0312) 300050 / 300051 FAX : 300052